

第35回はむら夏まつり 参加者募集

第35回はむら夏まつり

日時 7月31日(土)、8月1日(日)午後3時～8時30分
※催しものは、天候などにより変更・中止する場合があります。

会場 羽村駅東口周辺

テーマ 「羽ばたく」

主催 第35回はむら夏まつり実行委員会

人波踊り参加者募集

そろいの浴衣やはんてんなどを着て踊る羽村独特の踊り。民謡調のゆつたりとした踊りに参加しませんか。

期日 7月31日(土)

参加資格 市内・外を問わず、5人以上の団体で、はむら夏まつり実行委員会が認めた団体
※服装は自由です。



今年のテーマは
羽ばたく



サブステージでのパフォーマンス出演者募集

会場内に設置するトラックステージで、ダンスや音楽、演劇などのパフォーマンスを行います。

参加資格 市内・外を問わず、ボランティア(無償)で出演していただける方で、はむら夏まつり実行委員会が認めた個人・団体

※申込多数の場合は抽選で決定します。

ボランティアスタッフ募集

はむら夏まつりに運営スタッフとして参加しませんか。1日のみの参加も可能です。スタッフの一人として、夏まつりを一緒に盛り上げましょう。

応募資格 市内・外を問わず、ボランティア(無償)で運営に協力していただける方

内容 会場内の案内や清掃、各催しものの進行管理補助など

各募集の申込み

6月30日(水)午後5時(時間厳守)までに、申込用紙に必要事項を記入し、Eメールまたは直接産業活性化推進室へ

申込用紙の配付

市役所西分室2階産業活性化推進室で配付するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。



模擬店出店者募集

飲食・物品販売などの模擬店を出店する団体を募集します。市内事業所や市内で活動する団体で模擬店を出店し、夏まつりを盛り上げましょう。

出店資格 羽村市商工会会員または市内で常時活動している市民で構成される団体など

※市民団体は、活動記録の提出を求める場合があります。
申込み・問合せ 6月30日(水)午後5時(時間厳守)までに、羽村市商工会で配付する申込用紙に必要事項を記入し、出店料・提出書類などを添えて、直接商工会へ☎555-16211

※申込用紙と一緒に配付する出店要綱を、必ず確認してください。

※保健所の指導により、飲食物販売者は、仕込先住所・施設名を臨時出店届に記入する必要があります。保健所の許可が得られない品目での出店はできません。

問合せ 第35回はむら夏まつり実行委員会事務局

●産業活性化推進室(市役所西分室2階)

☎s206000@city.hamura.tokyo.jp

●羽村市商工会☎555-16211

「羽村にぎわい商品券」

利用期限は7月31日(土)まで

市内共通商品券「羽村にぎわい商品券」の有効期限は、7月31日(土)までです。期限を過ぎた場合、利用することができなくなります。注意してください。

■商品券でもっとお得なお買いもの情報

追加キャンペーンのお知らせ

羽村にぎわい商品券の利用について、さまざまな事業所が各種サービスや特典を設けるなどのキャンペーンを行っています。

各事業所が共同して行う新たなキャンペーン内容については、これまでも広報はむらや市ホームページなどで紹介してきました。

今回は、羽村駅東口の飲食店6店舗が共同で行う新たなキャンペーンを紹介します。ぜひ、利用してください。
実施期間 7月31日(土)まで



■キャンペーン実施店舗・内容

バル&レストラン エルムンド (五ノ神 1-8-3 ☎ 554-7967)
▶ 夜に限りワンドリンクサービス
寿し割烹 辰佳 (五ノ神 1-11-7 ☎ 554-4466)
▶ デザート1品サービス
和食 ひのき茶屋 (五ノ神 4-1-3 ☎ 555-3498)
▶ 夜に限り指定の焼酎1杯サービス
手打ちうどん・そば まこと屋 (五ノ神 4-4-2-101 ☎ 579-2664)
▶ にぎわい商品券1枚(500円)で、各種カレーメニューの注文が可能
イタリアンレストラン クレッシュェレ (五ノ神 4-15-11 ☎ 578-3368)
▶ デザート1品サービス
定食 獅子亭 (神明台 1-1-2-102 ☎ 578-9399)
▶ ランチドリンク1杯サービス

※キャンペーンを行っているそのほかの事業所については、市ホームページをご覧ください。

問合せ 羽村市商工会 ☎ 555-162
11/産業活性化推進室経済対策担当



皆様のお越しをお待ちしています。

問合せ 郷土博物館
☎ 558-2561

■企画展「七夕かざり」

7月7日は七夕の日です。古来から、この日は天の川の兩岸にいる織姫と彦星が年に一度会うことのできる日だと伝えられています。そして、この日に願いごとを書いた短冊を笹の葉につると、願いがかなうといわれています。七夕かざりをオリエンテーションホールと旧下田家住宅に展示します。短冊やかざりを作り、展示している七夕かざりに飾ることが出来ます。皆さんの願いを込めた七夕かざりを作ってみませんか。

日時 6月27日(日)〜7月7日(水)午前9時〜午後6時(旧下田家住宅は午後5時まで)

※月曜日休館
会場 オリエンテーションホール・旧下田家住宅

入館料 無料

※直接会場へお越しください。

■新刊の発行

『お伊勢・金毘羅道中記』

―明治8年羽村びとの旅―

明治8年1月、羽村の16人の若者が伊勢神宮、金刀比羅宮参詣の旅へと出発しました。

当時の残された記録をもとに、はむら民俗の会会員が7年の歳月をかけて若者たちが歩いた道をたどり、道中記としてまとめあげた1冊です。

価格 800円

形態 A4判・60ページ

調査・企画・執筆 はむら民俗の会



『羽村市郷土博物館紀要24号』

現在の羽村市へと発展していくうえで欠かすことのできない養豚が果たした役割をはじめ、郷土に関する論考を掲載しています。

価格 400円

形態 A5判・

88ページ



●販売場所 いずれも郷土博物館、市役所1階市政情報コーナー

後期高齢者医療制度 医療費の負担割合と軽減制度

■医療費の一部負担

後期高齢者医療制度では、医療機関での医療費の支払いは、収入により次のとおり1割負担または3割負担となっています。

負担割合は、被保険者証に明記してあります。

1割負担の方

被保険者全員の市民税課税所得^(※1)が145万円未満の場合

3割負担の方

被保険者の市民税課税所得^(※1)が145万円以上の場合（同じ世帯にいるほかの被保険者も同じ）

^(※1)市民税課税所得：総収入額から各種所得控除などを差し引いて算出した額

負担割合の確定

負担割合は、所得が確定した後、毎年8月1日に見直します。

また、負担割合は、世帯で判定するため、新たに被保険者が加わることで、により変更となることがあります。

3割負担の方でも次の条件を満たす場合は、申請して認められると1割負担に変更となります。

①被保険者が1人の場合

○前年の収入額^(※2)が383万円未満（7月までは前々年の収入額）

○同じ世帯に70歳から74歳の方がいる場合、その方と被保険者の前年の収入額^(※2)が520万円未満

②被保険者が2人以上いる場合

○前年の収入合計額が520万円未満
^(※2)収入額：所得税法上の収入金額

■その他の負担軽減

所得や病状により医療機関での医療費の支払いが軽減されます。

限度額適用・標準負担減額認定証

世帯の全員が市民税非課税の場合、申請して東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けると、「限度額適用・標準負担減額認定証」が交付されます。

入院の際に医療機関に「限度額適用・標準負担減額認定証」を提示することで、食事代と保険適用の医療費の負担額が軽減されます。

食事代（1食あたり）

一般：260円

低所得者Ⅰ^(※3)：100円

低所得者Ⅱ^(※4)：90日以内の入院は210円、91日以上入院は160円

自己負担限度額（月額）

外来＋入院（世帯内被保険者合算額）

の限度額

一般：4万4400円

低所得者Ⅰ^(※3)：1万5000円

低所得者Ⅱ^(※4)：2万4600円

^(※3)低所得者Ⅰ：世帯全員が市民税非課税で、被保険者の年金収入が80万円以下であり、そのほかの所得のない方

^(※4)低所得者Ⅱ：世帯全員が市民税非課税の方

特定疾病療養受療証

次の特定疾病の高度治療を長期間継続して受ける必要がある方は、申請して東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けると、「特定疾病療養受療証」が交付されます。

医療機関に「特定疾病療養受療証」を提示することで、特定疾病の自己負担限度額が一つの医療機関につき月額1万円となります。

対象特定疾患 人工透析が必要な慢性腎不全／先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）／血液凝固因子製剤

の投与に起因するHIV感染症

問合せ 保険年金課高齢医療・年金係

高齢者レクリエーションのつどい

高齢の皆さんが健康の増進と親睦を深めることのできるよう、市と羽村市老人クラブ連合会が共催で行います。

老人クラブに加入していない方も参加することができます。当日、直接会場へお越しください。

※今年度から実施時期を7月に変更しました。注意してください。

日時 7月2日(金)午後1時30分～4時30分
会場 スポーツセンター第1ホール
対象 市内在住の60歳以上の方
内容 簡単なスポーツ・レクリエーション
※運動のできる服装で、室内履きを持参してください。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係

「話そう、働こう、育てよう。いっしょに。」

6月23日(水)～29日(火)は『男女共同参画週間』

6月23日(水)～29日(火)は、『男女共同参画週間』です。

国は、男女共同参画社会基本法の目的や理念に対する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日からの1週間を男女共同参画週間とし、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取り組みを推進しています。

この週間をきっかけに、男女共同参画社会について考えてみませんか。

■男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、『男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会』のことをいいます。

5つの基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度または慣行についての配慮

③ 政策などの立案および決定への共同参画

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

⑤ 国際的協調

(男女共同参画社会基本法から)

■市の取組み

市では、平成9年に『自分らしく生きよう』はむら“アピール”男女共同参画都市宣言』を行いました。

平成14年には「はむら男女共同参画推進プラン」(平成14年度～23

年度)を策定し、現在、後期実施計画を進行中です。毎年、この実施計画の各事業に対する検証および評価を行い、結果を報告書にまとめています。報告書は、市役所3階企画課窓口・1階市政情報コーナー、図書館、市ホームページでご覧いただけます。

また、男女共同参画フォーラムや女性悩みごと相談などの各種事業を行っています。相談事業の日時などについて詳しくは、広報はむら毎月1日号の相談のページをご覧ください。

問合せ 企画課企画担当

ミニコラム

ワーク・ライフ・バランスって何？

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」のことです。

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらします。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も、暮らしには欠かすことのできないものです。その調和と充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増するものです。

しかし、現実には、「安定した仕事に就けず経済的に自立できない」「仕事に追われ心身の疲労から健康を害してしまう」「仕事と子育てや介護の両立に悩む」など、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。

それを解決する取組みが、「ワーク・ライフ・バランスの実現」です。誰もが自分にあったバランスでさまざまな活動を行うためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が必要です。皆さんも自らの仕事と生活の調和のあり方を考えてみませんか。

特別講演会

子どもの能力を伸ばす

「早起き・早寝のすすめ」

最近の子どもたちを見ると、「夜更かし」「朝食坊」「朝食の欠食」など、成長期の子どもにとって大切な基本的生活習慣が大きく乱れていると感じませんか。

このような基本的生活習慣の乱れが、学習意欲や体力・気力の低下を招く要因の一つとして指摘されています。

子どもたちの基本的生活習慣の乱れによるさまざまな影響や、子どもの能力を伸ばす生活リズムについて具体的な話を伺います。

日時 7月10日(土)午後2時40分～4時

会場 ゆとりぎ小ホール

定員 200人(先着順)

入場料 無料

講師 神山 潤さん(東京ベイ・浦安市川医療

センター センター長)

主催 羽村市学校保健会

問合せ 教育総務課学務係

「子どもの生活リズム」
考え直してみませんか？